

# 令和6年度 新成長ビジネス事業化支援事業のご案内

環境改善機器、広島の特産品を活かした商品、生産性向上を図るIT技術、新しい生活様式に対応した製品など

## 試作品の事業化までにかかる費用を助成します

公益財団法人広島市産業振興センター

新技術・新製品の開発・事業化に関して公益財団法人広島市産業振興センターや国、地方公共団体の支援を受け、試作の段階に達している案件のうち、新成長ビジネス（エコビジネス、観光ビジネス、医療・福祉関連ビジネス、都市型サービスビジネス）の分野に関連するものに対して、事業化に必要な資金の助成及び事業化促進のための専門家派遣を行います。

### 支援対象

主な要件は次のとおりです。

- 事業化を目指す新技術・新製品について平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間に、次のいずれかの事業を活用して試作品の開発や商品化に関する支援を受けていること。
  - ・公益財団法人広島市産業振興センターの事業
  - ・国や地方公共団体の補助事業等
  - ・国や地方公共団体の補助金等を財源とした補助事業等
- 事業化を目指す新技術・新製品が、新成長ビジネス（エコビジネス、観光ビジネス、医療・福祉関連ビジネス、都市型サービスビジネス）の分野であること。
- 事業化を目指す新技術・新製品は、申請日において試作品の開発が完了していること。
- 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は当該中小企業者が構成員となっている組合・商品開発グループ（構成員の3分の2以上が広島広域都市圏内の市町に主たる事業所を有し、かつ1人以上が広島市内に主たる事業所を有する中小企業者）であること。
- 助成対象事業の内容に関して、他の補助金、助成金の交付及びこれらに類する支援を受けていないこと。 など

### 支援の内容

#### 1 助成金

- ①助成率：対象経費の2分の1以内  
（新型コロナウイルス感染症の影響により生じた新しい生活様式や感染予防に対応するための新技術・新製品として採択された場合は3分の2以内）
- ②限度額：300万円
- ③対象経費：
  - ・事業化戦略のブラッシュアップ及び具体的な行動計画の策定に要する経費
  - ・試作品の機能、性能及び品質に関する実証・評価及び改良に要する経費
  - ・販路開拓に要する経費

#### 2 専門家派遣

- ①派遣期間：認定を受けた年度の翌年度末まで
- ②派遣回数：10回まで
- ③費用負担：なし

※助成対象経費は、認定日から令和7年2月末日までに支払いが完了した経費です。

### 申請書受付期限

令和6年5月10日（金）17時15分まで

### 支援の決定

申請後、審査会で直接プレゼンテーションしていただき、採択事業者を決定いたします。

※詳細は募集要項でご確認ください。

※ホームページ「広島市中小企業支援センター」の「新着情報」から申請書類をダウンロードできます。

<https://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp>

### 問い合わせ先

公益財団法人広島市産業振興センター 中小企業支援センター  
〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号（広島ミクシス・ビル2階）  
電話 082-278-8032 FAX 082-278-8570  
E-mail:assist@ipc.city.hiroshima.jp